使っておとくライト

低 圧 特 別 約 款 (料 金 表)

2023年7月1日 実施



本 則

1 契約種別

この低圧特別約款(料金表)の使っておとくライト(以下「この料金表」といいます。)の契約種別は、使っておとくライトといたします。

2 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、お客 さまがこの料金表の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (2) 1需要場所において、動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、低圧特別約款(基本契約要綱)(以下「要綱」といいます。) 1 (適用) (2)を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者 (以下「当該一般送配電事業者等」といいます。) の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

また,この料金表から他の契約種別等に変更された後1年に満たないお客さまについては,この料金表を適用いたしません。

3 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式,供給電圧および周波数は,当該一般送配電事業者等が定める 託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところによるものといたし ます。

4 契約主開閉器

契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

5 契約容量

契約容量は、次のとおり定めます。

(1) 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、要綱別表 5 (契約容量 および契約電力の算定方法)(1)により算定された値といたします。

なお,当社または当該一般送配電事業者等は,契約主開閉器が制限できる 電流を,必要に応じて確認いたします。

(2) お客さまが希望され、かつ、当該一般送配電事業者等の電流制限器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約主開閉器の設定は不要とし、この場合の契約容量は、(1)にかかわらず、電流制限器の定格電流値にもとづき次の算式によって算定いたします。

入 力 (キロホールト = 電流制限器の定格電流 (アンヘーア) ×
$$100$$
 (ホールト) × $\frac{1}{1,000}$ アンヘーア)

なお、電流制限器とは、要綱5 (契約電流および契約容量ならびに契約電力) (1) 口における電流制限器をいいます。

また, お客さまが希望され, かつ, 電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は, 契約容量は, その制限される電流値にもとづき次の算式によって算定いたします。

入 力
$$(+\pi * i * h)$$
 = 制限される電流 $(7 \vee n^{\circ} ?) \times 100(* i * h) \times \frac{1}{1,000}$

6 料 金

料金は、基本使用料金、電力量料金および要綱別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、要綱別表 2 (燃料費調整)(1)イに

よって算定された平均燃料価格が要綱別表 2 (燃料費調整) (1) ホに定める基準燃料価格を下回る場合は、要綱別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、要綱別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が要綱別表 2 (燃料費調整) (1) ホに定める基準燃料価格を上回る場合は、要綱別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本使用料金

基本使用料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本使用料金は、半額といたします。

1契約につき最初の3キロボルトアンペアまで	4,325円50銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	302円50銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

120キロワット時をこえる1キロワット時につき	35円75銭
-------------------------	--------

7 期中解約金

- (1) お客さまが契約期間満了に先立って需給契約を廃止しようとされる場合には、当社は、(2)に定める期中解約金を申し受けます。この場合、期中解約金は、需給契約の消滅日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに支払っていただきます。ただし、移転により需給契約が廃止となる場合等は、この限りではありません。
- (2) 期中解約金は、次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	1,000円00銭
-------------	-----------

(3) 契約期間満了の日の前々月の応当日(契約期間満了の日に対応する日をいいます。)の翌日以降にお客さまが需給契約を廃止される場合は,(1)にかかわらず,当社は,期中解約金を申し受けません。

8 その他

- (1) 当社は、要綱20(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いた します。ただし、基本使用料金および料金適用上の電力量区分については、 別表(基本使用料金および料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式) によるものといたします。
- (2) その他の事項については、要綱によるものといたします。

附 則

1 この料金表の実施期日

この料金表は、2023年7月1日から実施いたします。

2 契約主開閉器および契約容量についての特別措置

特定小売供給約款(特定小売供給約款が変更となった場合には,変更後の特定小売供給約款によります。)16(従量電灯)(3)ニ(4)または要綱5(契約電流および契約容量ならびに契約電力)(2)イによって契約容量が定められているお客さま等がこの料金表の適用を希望される場合で,かつ,この特別措置の適用を希望されるときの契約主開閉器および契約容量は,当分の間,次によります。

(1) 契約主開閉器

本則4 (契約主開閉器) にかかわらず,契約主開閉器の設置は,原則として不要といたします。

(2) 契約容量

本則5 (契約容量) にかかわらず,要綱5 (契約電流および契約容量ならびに契約電力) (2) イによって定めます。

3 この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、要綱19(料金の算定)および要綱20(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、基本使用料金および料金適用上の電力量区分は、別表(基本使用料金および料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式)に準じて日割計算をいたします。

別 表

基本使用料金および料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

(1) 基本使用料金を日割りする場合

1月の基本使用料金 × 日割計算対象日数 検針期間の日数

(2) 本則6 (料金) (2)の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

基本使用料金適用電力量 = 120キロワット時 × 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお、基本使用料金適用電力量とは、(1)により算定された基本使用料金が 適用される電力量をいいます。

(3) 要綱19 (料金の算定) (1) ハに該当する場合は, (1) および(2) の

日割計算対象日数
検針期間の日数日割計算対象日数
圏
圏
日
圏
日
圏
日
圏
日
圏
日
数といたします。
といたします。

(4) (2) に規定する日割計算後の基本使用料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。